

令和 2 年 1 2 月 1 8 日

津山市長 谷口 圭三 殿

津山市高齢者保健福祉・介護保険事業運営協議会
会長 小坂田 稔

津山市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画案について（答申）

令和 2 年 1 0 月 2 6 日付津環社高第 1 9 3 2 号で諮問のあったこのことについて審議した結果、その内容は適切であると認め、次の意見を付して答申します。

記

- 1 津山市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は、平成 1 2 年度に創設された介護保険制度の実績と環境変化を分析・評価して 3 年ごとに見直しを行い、津山市における高齢者を取り巻く諸問題に対応するために策定されるものです。計画の実施に当たっては、当運営協議会の審議過程での意見・提言を十分尊重し、その趣旨が生かされるよう要望します。
- 2 津山市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画案に盛り込まれている施策を実施するためには、市民参画により高齢者や住民の意見・要望を反映し、住民自身が施策の円滑な実施に向けて協力することが必要です。市民が積極的に参画できるような環境づくりに取り組むことを求めます。
- 3 住み慣れた地域で生活を継続するためには、高齢者を地域全体で支える仕組みを構築することが必要となります。このため、高齢者をはじめとした地域住民が「我が事・丸ごと」の意識をもち、地域づくりにおいて支え手側と受け手側に分かれるのではなく、支え合いながら、自分らしく活躍できる「地域共生社会」の実現が求められています。津山市においては、国の求める地域包括ケアシステムを内包し、加えて、地域の高齢者の様々な課題を、地域住民自らが早期に発見し解決する機能を持った津山市独自の地域包括ケアシステムの構築をめざし、地域における自主的な活動を各職種が積極的に支援する取り組みを求めます。
- 4 地域包括ケアシステムの構築にあたっては、介護保険のサービスとともに、多様な日常生活支援のサービスを整備することにより、それぞれの地域に適したケア体制が包括的かつ継続的に提供されるよう積極的な取り組みを求めます。

(案)

- 5 いつまでも住み慣れた地域で生活を送るためには、在宅での介護サービスとともに医療サービスも不可欠です。医療ニーズ及び介護ニーズを必要とする高齢者が、人生の最終段階になっても住み慣れた生活の場で自分らしい暮らしを継続できるよう、医療と介護の切れ目のないサービス提供を可能とする、在宅医療・介護連携推進事業への一層の取り組みを求めます。
- 6 超高齢社会の中、要支援・要介護状態になった方へのサービスの充実に努めるだけではなく、要支援・要介護状態にならない元気な高齢者を増やすための、健康教育、栄養教育、口腔ケア等の保健事業と介護予防事業の一体的な取り組みを求めます。
- 7 地域包括支援センターについては、介護保険制度や相談内容の複雑化により、高齢者福祉サービスの総合相談窓口としての役割がますます増大しています。また、地域包括ケアシステムの構築にあたっては、その中心的な役割を担う必要があります。同センターが公正・中立的立場で、その機能を最大限発揮できるような取り組みや体制強化を求めます。
- 8 認知症高齢者を取り巻く課題は深刻化しており、引き続き、認知症に対する知識や対処方法の普及啓発に向け積極的な取り組みが必要です。国の「認知症施策推進大綱」を踏まえ、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進するよう求めます。
- 9 地域において安心して尊厳のある生活を維持するためには、認知症や知的障害、精神障害などの理由で、判断能力の不十分な高齢者への支援や虐待防止など、成年後見制度を利用した権利擁護の取り組みが必要です。成年後見制度の利用促進を図るため、権利擁護に関する体制整備を進めることが重要な課題であり、その中心的な役割を担う「中核機関」を設置することにより、施策の推進を求めます。また、虐待防止のための普及啓発や市民後見人の養成・活動支援に引き続き取り組むと共に、津山市権利擁護センターと連携を図り、高齢者の権利擁護に向け積極的な取り組みを求めます。
- 10 近年の災害の発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、介護事業所や関係機関・部局等と連携した防災や感染症対策を求めます。
- 11 低所得者対策については、津山市独自の保険料段階の設定などによって、低所得者層への負担に配慮がなされていますが、今後も対象者の実態把握に努め、十分配慮していくことを求めます。また、介護給付費等準備基金を有効に活用し、高年齢化に伴い給付費が増加しても、可能な限り保険料の上昇を抑制するよう求めます。